

第七十回国会
衆議院

法務委員會會議錄第一号

本国会召集日(昭和四十七年十月二十七日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 谷川 和穂君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君 理事 高橋 英吉君

理事 羽田野忠文君 理事 中谷 鉄也君

理事 沖本 泰幸君 理事 麻生 良方君

理事 石井 桂君 理事 大坪 保雄君

理事 鍛冶 良作君 理事 河本 敏夫君

理事 島村 一郎君 理事 千葉 三郎君

理事 中村 梅吉君 理事 福永 健司君

理事 松澤 雄蔵君 理事 村上 勇君

理事 山手 満男君 理事 赤松 密君

理事 石橋 政嗣君 理事 河野 密君

理事 高田 富之君 理事 林 孝矩君

理事 丸山 勇君 理事 青柳 盛雄君

昭和四十七年十一月七日(火曜日)

午後零時六分開議

出席委員

委員長 谷川 和穂君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君

理事 高橋 英吉君 理事 中谷 鉄也君

理事 沖本 泰幸君 理事 麻生 良方君

理事 石井 桂君 理事 大坪 保雄君

理事 小沢 一郎君 理事 河本 敏夫君

理事 島村 一郎君 理事 千葉 三郎君

理事 武藤 嘉文君 理事 松澤 雄蔵君

理事 青柳 盛雄君 理事 河野 密君

出席國務大臣

法務大臣 郡 祐一君

出席政府委員

法務政務次官 古屋 亨君

法務大臣官房司 味村 治君

委員外の出席者

法務省刑事局長 辻 辰三郎君

法務省矯正局長 羽山 忠弘君

法務省入国管理 吉岡 章君

自治省行政局選 山本 悟君

最高裁判所事務 吉田 豊君

最高裁判所事務 長井 澄君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

総局人事局長 松本 卓矣君

法務委員会調査 室長

委員の異動

十一月一日

石橋 政嗣君 原 茂君

同月二日

原 茂君 楠久選任

同月七日

千葉 三郎君 小沢 一郎君

中村 梅吉君 浦野 幸男君

山手 満男君 武藤 嘉文君

石橋 政嗣君 細谷 治嘉君

高田 富之君 芳賀 貢君

同日

楠久選任

浦野 幸男君 中村 梅吉君

小沢 一郎君 千葉 三郎君

武藤 嘉文君 山手 満男君

芳賀 貢君 高田 富之君

細谷 治嘉君 石橋 政嗣君

十月二十七日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

は本委員会に付託された。

十一月六日

宇都宮地方法務局出張所の統廃合反対に関する陳情書(栃木県議會議長大野陽一郎(第二二二号))

外国人登録事務委託費等全額国庫負担に関する陳情書外一件(七都府県外国人登録事務連絡協議会代表福岡県知事亀井光外一名)(第二二三号)

登記簿の地積集計作業促進に関する陳情書(東京都北区上中里一の一四太田財政研究所長太田政記(第二二九号))

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○谷川委員長 これより會議を開きます。

國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため、本会期中、裁判所の司法行政に関する事項、法務行政及び檢察行政に関する事項並びに国内治安及び人権擁護に関する事項につきまして、小委員会の設置、関係各方

面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、國政調査を行なうため、議長に対し承認を求めることにいたしました存じますが、御異議ありませんか。

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○谷川委員長 おはかりいたします。

本日、最高裁判所吉田事務局長、長井総務局長及び矢口人事局長より出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○谷川委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。那法務大臣。

○谷川委員長 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「四十万五千元」を「四十四万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		九〇〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		六五〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		五二〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		四八〇、〇〇〇円
判 事	一 号	四三〇、〇〇〇円
	二 号	三八七、〇〇〇円
	三 号	三四五、〇〇〇円
	四 号	三〇三、〇〇〇円
	五 号	二六一、〇〇〇円
	六 号	二四一、〇〇〇円
	七 号	二〇七、〇〇〇円
	八 号	一八八、〇〇〇円
	一 号	一五八、〇〇〇円
	二 号	一四一、〇〇〇円
	三 号	一二九、四〇〇円
	四 号	一一九、〇〇〇円
判 事 補	五 号	一〇八、九〇〇円
	六 号	一〇二、一〇〇円
	七 号	九四、六〇〇円
	八 号	九〇、〇〇〇円
	九 号	八〇、八〇〇円
	十 号	七六、九〇〇円
	十一号	七一、六〇〇円
	十二号	六八、六〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事

一 号	三〇三、〇〇〇円
二 号	二六一、〇〇〇円
三 号	二四一、〇〇〇円
四 号	二〇七、〇〇〇円
五 号	一六七、一〇〇円
六 号	一五八、〇〇〇円
七 号	一四一、一〇〇円
八 号	一二九、四〇〇円
九 号	一一九、〇〇〇円
十 号	一〇八、九〇〇円
十一号	一〇二、一〇〇円
十二号	九四、六〇〇円
十三号	九〇、〇〇〇円
十四号	八〇、八〇〇円
十五号	七六、九〇〇円
十六号	七一、六〇〇円
十七号	六八、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十七年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に關する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしたしておりますので、おおむねこれに準じて、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することとしたしております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十七年四月一日にさかのぼって適用することとしたしております。

以上が、裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に關する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○谷川委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○谷川委員長 引き続き両案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 ただいまの提案理由の説明にもございまして、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、云々、こうなっておりますが、たしか一般政府職員の俸給の平均引き上げ率は一〇・何％というところになっておられるかと思っておりますが、一般裁判官、検察官の平均引き上げ率はどうかになってお

るか、それらについて具体的にひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○味村政府委員 御説明申し上げます。

一般の政府職員の俸給の平均引き上げ率は、ただいま御指摘のとおり、諸手当を含めまして一〇・六八％のアップとなっておりますが、そのうち俸給のアップ分は九・三五％でございます。それに対して、認定官を除きます裁判官及び検察官の報酬及び俸給月額は、今回の改定によりまして、裁判官につきましては平均八・二八％、検察官につきましては平均八・四四％となっております。

○大竹委員 そういたしますと、準じて、ということになっておられるに少し差があり過ぎるようには思ひますが、具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

○味村政府委員 確かに御指摘のように、一般職の職員の俸給表の改善率は九・三五％でございますが、裁判官のほうは一・二八％、検察官が八・四四％ということでは約一％ばかりの開きがあるわけですが、しかしこれは今回の給与改定が一般職の給与でございまして、中位等級以下、まあ下級の職員の給与改善に重点を置いておられることに原因があるわけでございます。

一般職でありまして、指定職の俸給表の適用を受ける職員の俸給の増額率は、これはその他の職員の増額率を下回っております。裁判官とか検察官の報酬、俸給は大体一般職の上位等級表の者の俸給に大体対応しております。ことにその額では一般職の中の指定職俸給表の俸給月額にほぼ等しいというふうな方が多いというところになっておられますので、したがって、若干アップ率が低くなっているというところになっております。

○大竹委員 それならお聞きしたいのであります。いま一般職においては諸手当を除いて九・三五、裁判官は八・二八というところで、一％をそこそこでありまして、この手当を入れて一〇・六八％というところを言われたいけれども、それなら裁判官の初任給の調整手当はいわゆる八・二八％の中に入っているのですか、入っていないのですか。

中に入っているのですか、入っていないのですか。

○味村政府委員 ただいま申し上げましたのは俸給表だけのアップ率でございますので、初任給調整手当を含めない数字になっております。

○大竹委員 それでは今度のアップに際して調整手当はアップするのですか、しないのですか。

○味村政府委員 初任給調整手当は昭和四十六年から施行になったわけでございますが、今回はアップしないという予定でございます。

○大竹委員 それではお聞きしたいのであります。あの調整手当をつけたときには、いわゆる一般職と裁判官あるいは検察官の職務内容からいって、一口に言へば、あれだけの差をつけるべきだということでは、あれだけの差をつけるべきだ、今度の調整手当ができたものだと思いますが、最初の差をつけた趣旨からいいますと、最もその差をつけた趣旨からいいますと、最もその差が縮まったような気がするわけですが、その点はどうかお考えになりますか。

○味村政府委員 私どもとしては、初任給調整手当の増額ということは絶対考へておるわけではございません。これはいまさら申すまでもないことではございますが、判事、検事になり手が少ない原因の一つとして、弁護士になる方が多い。弁護士の収入が多いために弁護士になる方が多いために、判検事になる方が少ないということではございますので、この点について改善をいたしたいのが初任給調整手当でございます。したがって、初任給調整手当の基本的な考え方、やはり弁護士の報酬とのギャップということ、それを埋めるといふことから考へておられるのでございまして、実は今回も資料によりまして、初任給調整手当をつけた当時におきまして、弁護士さんの報酬というのはなかなか把握しにくいのでございまして、大体月収十数万から十二万というところだろうというところであったのでございまして、その後調べまして、やはり現在のところ平均月収十数万ないし十二万というところ、それ以上の数字を示しておりますので、

今回は見送らせていただいたということでございます。

○大竹委員 それなら、それに関連してお聞きするものであります。たしか一般政府職員の中でも医師とか歯科医師にも調整手当というものがついておられます。これも特別な専門職でありまして、そういふものをつけるのも当然かと思ひますが、ありますけれども、今度の改正では医師、歯科医師の初任給の調整手当は多少増額になつておられるかと思ひますが、その点はどうお考えになりますか。

○味村政府委員 おっしゃるとおりでございます。今回、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師につきましては、支給月額の限度を十万円というふうになつております。しかもその支給期間の限度を三十五年というふうになつておられます。

○大竹委員 それはわかつておられるのですが、そういう趣旨からいいますと、裁判官、検察官の手当も改正していいのじゃないかと思ひます。すけれども、どうして遠慮されたのですかということをお聞きしたいのです。

○味村政府委員 これはただいま申し上げましたように、裁判官、検察官の初任給調整手当の趣旨は、司法修習生から初めて弁護士になった方の月収との調和をはかるということからきたわけでございます。ところが、いま申し上げましたように、その後の調査によりまして、弁護士の月収が極端に著しく増加したという資料がございまして、この初任給調整手当につきましても、その後の二回、今回を含めまして二回のベースアップを加えますというところ、初任者の給与は大体月十万程度になつておられるのでございまして、現在のところでは司法修習生から弁護士になった方のいわゆる初任給というものは大体十数万ないし十二万というふうになつておられます。したがって、今回は初任給調整手当の増額は考へないというところになつたわけでございます。

○大竹委員

次に、この問題に関連してこの際ちよつとお聞きしておきたいのですが、先ほど申し上げましたように、裁判官、検察官の初任給調整手当をつけた趣旨は、司法修習生の多くの人がみんな弁護士になるようになってしまつて裁判官、検察官になつてくれる人が少ないということであつたわけでありわけでありませんが、まだ日にちも浅いわけでありわけでありませんが、ことしもたしかそれぞれ志望がきまつたと思つたのでありますが、その後の傾向、またことしあたり司法試験を受けた人の数、その他どう変化しておりますか。

○味村政府委員　まず数について申し上げます。初任給調整手当を実施いたしました直前の昭和四十五年におきます判検事の任官者の数は百二十人でございまして、当時の司法修習の修了者の数は五百十二人でございまして、五百十二人のうち百二人が判検事に任官いたしました。昭和四十六年度にこの初任給調整手当が実施されたわけでございますが、その際の司法修習の修了者数は五百六人でありました。判検事に任官いたしましたのは百十二名となつております。本年度におきましては、司法修習を修了いたしました者が四百九十五名でございまして、そのうち判検事に任官いたしましたのが百十七人となつております。これを見ますと、司法修習を終えた者の数は若干減少いたしておりますが、判検事に任官いたしました者の数は若干の増加を示しているわけでございます。これから見ますと、判検事に任官する数は必ずしも給与の影響によるものだけとは限りませんけれども、やはり初任給調整手当が判検事の増加に好影響を及ぼしているということがいえるのじやなからうかと思つております。

○大竹委員　この司法試験の受験者の数はどうなつておりますか。いまの年度について……

○味村政府委員　まことに申しわけありませんが、ちよつと正確な数字を用意してまいりませんでした。本年は大体二万三千人程度と存じます。

○大竹委員　それからいまの四十五年、四十六年はどうですか。

○味村政府委員

大体逐年増加しておると思ひますが……

○高橋英委員　ちよつと関連して。答弁は要らぬのだから意見をちよつと。

○大竹委員　次に、特別職の報酬が今度は上がったわけでありましたが、そこでちよつと矛盾が出てゐるのでお聞きしたいのでありますけれども、御承知のように現行では東京高裁長官を除くその他の高裁長官及び東京高裁の検事長の報酬額は政務次官と同額、四十二万円ということになっているわけでありまして、今度の改正案によりまして四十八万円、政務次官は四十五万円ということと、そこで三万円の差額ができるということにならうかと思つておりますが、その点どうお考えになりますか。

○味村政府委員　御指摘のとおり現在では東京高裁長官以外の高裁長官と東京の高裁の検事長の報酬は政務次官と同額になっております。それで今回の改正案によりまして、政務次官の俸給額より三万円多くなつたことになつてゐるわけでございます。これは司法部内におきます給与の均衡、報酬、俸給の均衡ということを考えてこのようになつたわけでございます。

○大竹委員　御指摘のとおり現在では東京高裁長官を除くその他の高裁長官及び東京高裁の検事長の報酬額は政務次官と同額、四十二万円ということになっているわけでありまして、今度の改正案によりまして四十八万円、政務次官は四十五万円ということと、そこで三万円の差額ができるということにならうかと思つておりますが、その点どうお考えになりますか。

○大竹委員　次に、特別職の報酬が今度は上がったわけでありましたが、そこでちよつと矛盾が出てゐるのでお聞きしたいのでありますけれども、御承知のように現行では東京高裁長官を除くその他の高裁長官及び東京高裁の検事長の報酬額は政務次官と同額、四十二万円ということになっているわけでありまして、今度の改正案によりまして四十八万円、政務次官は四十五万円ということと、そこで三万円の差額ができるということにならうかと思つておりますが、その点どうお考えになりますか。

係と裁判所の問題に關しまして御質問したいと思ひます。

先に法務省關係の御質問をさせていただきます。問題点はまた大臣の時間がとれましたときに伺ひたいと思ひますが、きのうもハイジャックのあつたことでもございまして、現在から將來に向かつてエアバスも使用しようとする交通事情の変化が相當あるわけですが、そういうものを考えながら、間もなく成田に國際飛行場が移るということと、それから中國の關係も發展していく、こういうものを対象にして、現在の入管のほうのいわゆる審査体制、こゝういふものは十分体制がとれて人員がいっぱひあるのかどうか、そういう点についてまず伺ひたいと思ひます。

○古岡政府委員　ただいまの御質問は、特に羽田から成田に移つた際ということが最も端の問題になるかと存じますが、現在羽田の入国管理事務所は定員百九十名でございまして、成田に移りました以降は、それに対して七十九名の増員をわれわれとしては考えております。その中で六十一名が入国審査官でございまして、十八名が入国警備官でございまして、この七十九名の増員が得られますれば、成田がただいまのところ来年三月供用開始を予定されておりますが、この百九十名プラス七十九名で一応審査も滞りなくやれるのではないかとわれわれは考えております。

○沖本委員　いま、聞くところによりますと、羽田のほうは国内にしろ、こゝういふことが主体だつたわけですが、どうもそれだけでは足りないの、まだ羽田も一部は使ひのじやないかというふうな話もあるわけですが。

それとあわせて、この前にも伺ひたいいたしましたけれども、東京の都内からずつと離れた成田のほうへ行つた場合に、こゝういふところにつとめられる人たちの家族の待遇あるいは学校の問題ということで、この前は中学までの問題は解決したけれども、高校でだいたい東京都内とは違ふのじやないかということで実際に行く方々が決していらつしやる、そういう面もあるわけなんです。

が、そういう点は解決するようになったのでしょ
うか、どうでしょう。

○吉岡政府委員 われわれ入管行政に携わる者と
いたしましては、入管行政についてあたたい御
理解をいただいた御質問と思ひまして、たいへん
感激する次第でございますが、現在羽田の定員百
九十名が現在のところそっくり成田に移る予定で
ございまして、この百九十名の者をつきましては
宿舎等は一応手配済みでございますが、ただいま
高等学校に入学する子弟を持つ者が転勤を好まな
いのではないかとという御指摘でございますが
が、この点につきましては、一々羽田から成田に
転勤いたします者につきましては具体的にケースを
調べまして、確かに成田のほうに移りますと、高
等学校に学ぶ子弟を持つという人にとっては多少
の不便があるかと存じますが、その点は、たとえ
ば子弟を東京に残して成田に移るとか、あるいは
東京から成田に通勤するとかいった個々に解決を
考えておりまして、いまのところ特別の支障はな
るべくないようには措置したいと存じております。

○沖本委員 実際に行つてお会いしてみますと、
審査官の御年配はちやうど高校生をお持ちにな
るような御年配になるのですね。いまでもそう
が、一ぺんに入国が重なつてくると、全員が班を
分けていらつしやるけれども、全力をあげてや
つても行列ができて全然むずかしい、こういうふ
うな状態がすでに羽田で起きておるわけです。で
すからトイレにも行けない、こういうことで、ど
なたも自分で持病のようなものを持っていらつし
やる、そういうものを押してやつていらつしやる。
こういうことになるのと労働過重というものが起
きてきますし、羽田の場合でも入国と出国とが別々
になったために勤務の状態が全然違つてきた、こ
ういうことで、考えもしなかつたことが起こつて
おるのが現状です。そういうふうな状態がまた成
田へ行つて起きてくるということになると、結局
そういうものが全部に影響して勤務の成績にも影
響してくる、こういうことになると思ひのです。
そういう点をよく考えていただいて、十分

仕事を果たしていただくためにはやはり最初に心
配のないような対策を立てることが大切ではない
か、こういうふうに考えるわけです。これはあと
で御質問する矯正局にも関係する問題だと思ひま
すけれども、いわゆる網紀を厳正するとかあるい
は精神的なささ的な訓練をやつていくとか言つ
ても、豊かな生活ができるかできないかというこ
とにかかってくると思ひのです。特に子弟の教育
や家庭を重点に考えなければならぬ時代でもあ
るし、それが当然でもあるわけですから、そうい
う点が十分配慮されるような対策を立てていただ
かなければならない。予算が少ない多いというこ
とはこれは別問題だと思ひます。ですから、
同じように羽田に勤務して、飛行機の発着に関し
て別々ですけれども仕事に携わる人は、民間とこ
ういうふうな官庁関係の方が一緒にやるわけ
ですけれども、そこに生活なりあるいは身分なりい
ろいろなもので待遇が違つておつたり、極端な食
い違いがあつたり、あるいは税関のほうは優遇さ
れているけれども、入管のほうは案外冷たいと
か、各省がばらばらに出てきているというよう
な内容があるわけですね。そういうものはやはり一
つにまとまつて同じような待遇を受けながらや
つていくことが大事ではないか、こう考えられるわけ
なんです、そういう点については局長のほうで
御意見はございますか。

○吉岡政府委員 ただいま御指摘いただきました
点は、われわれが常日ごろ十分な配慮を払つてい
きたいと考えておる点でございます。実は本年三
月人事異動をやりまして、本年当初におきまして
は、成田の供用開始は本年の六月というよう
なことでございまして、羽田に現在勤務いたして
おります百九十名の者につきましても、これが
かりに六月に成田が供用開始になった場合でも、即
座に成田に移つて差しつかえない、家庭的な事
情からいってなるべく差しつかえないという
者を一応予定して、人事異動を行つた次第で
ございます。しかしながら、残念ながら成田の供用
開始の時期がおくれてまいりまして、現在のところ

る来年三月ぐらいのこととございまして、あ
らためまして先生御指摘のような要因を考慮に入
れまして再配置——おそらく大部分の者は支障な
いと思ひますが、またその間に子供さんがある
いは中学から高校に入るといったような人が出てく
るかと思ひます、そういうことも十分考慮に入
れまして、人事配置をやつていきたいと存じま
す。それから勤務場所と申しますか、羽田の入出
国の体制と、それから成田の入出国の体制が多少
異なりますので、それが事務効率の上においてど
ういうふうに影響するかというところは、一応の予
測はできますが、実際どうなるかということにつ
きましては、まだわれわれといたしましては具体
的な把握ができておりませんが、これは供用開始
以後勤務体制を見ながら、それに即応した実務体
制に持つていく。なるべく新しい成田の空港で勤
務いたします者が、いわば楽しく喜んで勤務でき
るような体制に持つていきたいと考えておりま
す。

○沖本委員 入管の問題は給与に關する問題です
から、その程度で御質問は終りたいと思ひます
が、あと矯正局のほうにお伺ひいたします。
これは中谷先生も御質問なさつたとおっしゃつ
ておられたのですが、新聞によりますと、大阪の刑
務所で敬礼を怠つたということで処分になった。
戒告、昇給も停止だ。こういう処分になったとい
うことで、その処分にあつた御本人が憲法違反だ
と無効の訴えを起こしていらつしやる。こういう
ことでございまして、新聞によりますと、大阪刑務
所の総務部長の語だと、「二千二百人にのぼる受刑
者をビシビシ取りしきつていくには、職員間に乱
れがあつてはならない。敬礼ひとつにしても、指
の位置まではっきり決つてゐる。普通の役所とく
らべて、まったく違つた規則や慣習があるのは当
り前だ。刑務所の特殊事情をわかつてほしい。最
近は、ほとんど欠礼はなくなつており、井上看守
の場合は、欠礼にはなく、上役に強く反抗したの
がひびいて処分となつたわけだ。」こういうふうな

記事が出ておりますけれども、この実情について
御説明願ひたいと思ひます。

○羽山政府委員 問題の看守は井上登浩という看
守でございますが、本年三月十五日付で戒告処分
を受けたのでございまして。その中に敬礼をしな
かつたというところに言及してあることはたまたま
御指摘のとおりでございます。そして新聞の見出
しによりますと、あたかも敬礼をしなかつたとい
うことだけの理由で処分をされたように読める
のでございまして、新聞記事の内容自体にもこま
かく書いてございまして、それだけで処分が
あつたわけではないのでございまして、本人は
平素いろいろな対人関係がうまくいかないような
性格の持ち主でございまして、敬礼をしなかつた
というところに關連をいたしまして、いろいろ反抗
的な言動に及んだのみならず、所長室にまでど
なり込んでいくというふうなことがございまして
で、平素の勤務成績その他を勘案いたしまして、
戒告という処分になつたわけではございまして、単
に敬礼をしなかつたというだけで処分をいたした
わけではないのでございまして。

○沖本委員 この大阪刑務所は不正入試事件で問
題になり、中の看守の方が事故を起こしたとい
うことで種々問題が出てきておるわけです。それ
でよく私は申し上げるのですが、結局一つところ
に社会から切り離されて、そして一つの仕事に携
わつてつといるということ、社会との交流も
非常に少ない、こういうことが続いていると、む
しろ受刑者よりもその人たちのほうが刑を受ける
のじゃないか、こういうふうな環境が生ずる
のではないかと、こういうふうな環境が生ずる
わけです。そういうものを補うのが十分な待遇であ
り、処遇であるということになつてくるのじゃな
いかと思ひます。そういうものが整えられて
こそ初めて規則も守つていき、あるいは規律も
守つていく、習慣にも応じていく、こういうこと
になるのじゃないか。日ごろのいろいろな待遇と
か、こういうものに對して不満があるから、それ
が何かのときに爆發してくる、これは人間の常で

はないか、こう思うわけなんですけれども、こういう関係で現在勤務について過重になっておるか、あるいは人員が足りない——この前、矯正局長さんとやりとりしましたときに、結局足りないから監視もできない。監視等にも人がいないから、それではテレビの監視をやるか照明をつけるかというような問題も考える、こういうお話もあったわけなんです。そういうところから人が足りないというところははつきり出ているわけですから、それでは一体全体的にどれくらい足りないのか。またこういう、これに類するようなことはもうこのところだけが特殊であつて、ほかではもうこれに似たようなことはないということがいえるのか。これは金庫老の問題でも静岡のほうで問題が出ておるわけですから、こういうふうな隔絶されたところの上官と、下級の、それに従う人たちの間柄、こういう問題がいろいろ出てきておるわけなんです。これが同じような形をとつておつても、警察関係のほうとか自衛隊のほうでも同じように規律はやかましくいわれるわけですから、そこにおのづから違つたものがあるわけですね。そういう点について何か反社会的なものがこの中にあるのじゃないだろうか、こういうふうに推測したくなつてくるわけです。そういう点について実情はどうなんですか。

○羽山政府委員 御指摘のように閉鎖されております施設の中で四六時中勤務しております職員が、いろいろな面で視野が狭くなるということはあり得ることでございます。私も平素職員の研修その他につきましては、十分この点に留意をし、努力をいたしておるつもりでございます。また、ただいま御指摘の給与の問題が、いろいろな不満を解消するということも大いにあるわけでございます。給与の改善の点につきましては、いろいろな角度から努力をいたしておるのでございます。たとえば、最近関係当局と折衝いたしております大きな問題を一つ申し上げますと、刑務所の保安職員と申しますのは、週の拘束時間が五十一時間でございます。通常われわれの四十四

時間というのに比べますと、七時間多いものであります。それに加へまして、夜勤というふうな勤務形態もございますので、ゆつくり落ちついて本を読む暇もないというのが現状でございます。で、いまこの勤務時間を一挙に五十一時間から四十四時間に減らすということはなかなか困難でございますが、せめて明年四月以降は、三時間短くいたしました。四十八時間にいたしたいというふうなことを目下折衝いたしておる段階でございます。ただ、それらのこととこのたびの事件、実はこの事件につきましては、人事院の公平審査が、本日から四日間にとりまして、大阪で公開の審査が行なわれておりますので、井上看守の不満がどういふことにあるのかというふうなことは、必ずしも私どももつまびらかにいたしませんし、正確なことは、公平審査の結果を見てお答え申し上げますが、御了承いただきたいのでございます。私どもも、そういう事情でございます。私どもの現に了解いたしておりますところでは、給与とか平素の勤務の過重がこのたびの不満というふうな、敬礼をしないとか、あるいは敬礼をしなかつたことを正当化するような、人事院提訴というふうなものとは必ずしも直接は関係がないのではないかと、いふふうに理解をいたしておるのでございます。

○沖本委員 新聞に出ておりますが、刑務官礼式「二条 この訓令は、制服を着用した際の刑務官の礼式を統一してその秩序を維持し、相互の敬愛をはかることを目的とする。」「二条 上司には敬礼を行い、上司はこれに答礼し、同級者は相互に敬礼を行うものとする。」「三 上司に答礼するときは、十歩のほりに、指を帽子の前ひさしの右側に当てる、こういうふうなきまつたことまで出ているわけなんです。しかし、結局敬礼することによって尊敬の念を高めていくのではなくて、尊敬の念からはつきり敬礼という形ができてくるんじゃないか、こういうふうな考えられるわけですね。不平不満があつた場合には、幾ら敬礼をし

たつて、これは形式的なものであつて、ただ罰則があるから敬礼をやる。軍隊なんかですと、敬礼しなかつたら罰則があるわけですから、それで敬礼しているということになるわけなんです。礼というのは、結局心から出てくるものであつて、尊敬の念がなければ、これは形だけのもの、無意味なものである、こういうふうな考えられるわけなんです。でも、そういうものの中に現代的でない、非民主的というのですか、そういうふうなにおいをちらちら私、感ずるわけですが、こういう方々の勤務上の問題とか、あるいは生活上の問題あるいはいろいろな上官に対しての問題について、不平とか不満を持つていく場所はあるのですか。

○羽山政府委員 お尋ねの点は、私どもの人事管理の上で一番重要視いたしておる点でございます。もし下の者が不満なり苦情なりを率直に上司に話すような雰囲気が出ていないといたしますと、これは先般の金庫老のような事件が起る背景をなすわけでございます。私どもは、平素機会あるごとに施設長その他の幹部に対しては、下の者の気持ちをしっかりと掌握しろ、掌握する、というところは、単に上からいろいろ命ずるとか、あるいは指図するとかいうのではなくて、下の者が上の者に対して、自分の悩みなり不満なり苦情なりを自由に言える、自由に聞いてもらえるというふうな職場の空気をつくるのが大事だぞというところを指導をいたしておるのでございまして、まあ幹部も大いにおりますので、ときにはあまり理想的にいかない面もあるかと思ひますけれども、そのような下の意思、上の意思が十分に疎通するということ、職場の空気を醸成することが大事だということを、指導いたしておるわけでございます。

○沖本委員 その辺が矯正局長の言いわけめいたことのように感ずるわけです。くさいものにはふたをするように、自分の持つてるところから問題が出れば困る、こういうところからこういうものになつてしまつていくのじゃないかという点が一つあるわけです。そういう問題が、直接矯正局長に手紙で訴えを起すなり、訴えたことが何らかの形で取り上げてもらつたとか、いやこれは将来こういうふうにしてやるか、よく了解できたとか、あなたの問題は聞いたとか、いろいろな形でそういう問題を吸ひ上げていつて、不平とか不満とかを取り上げながらやつておる制度が矯正局にありますか。その点どうですか。

○羽山政府委員 法律的な制度としてはございせんが、現に私のところにときどき投書なり陳情なりがまいるわけでございます。私は、私あての文書、あるいはときには大臣あて、あるいは事務次官あてというふうな書面がまいりますと、すべて私が開きまして、私が読みまして、私がその処理を指示をいたしまして、すべて十分に投書なり陳情なりの趣旨に沿うように処理をいたしておるつもりでございます。

○沖本委員 その辺をひとつ矯正局内で、各刑務所の中で公になるように、自由に訴えができて、建設的な意見は取り上げてもらえるし、不平とか不満については、ある程度述べれば解消されていくようなものなれば、そういうところから問題も出てくると思ひます。それで、人が足りないというものは、この前のときに局長さんも足らぬということとはつきりおっしゃつていたわけですが、それを何か機械力によって何とか補つていきたい、こういうお答えもいろいろあつたわけなんです。そういうところから人員が足りないということはいえるわけですが、一省一局削減というふうな公のことにこだわらないで、どうしても現在の社会情勢上必要だということには人もふやしてもらうし、力も入れてもらうような方向に持つていつてもらわなければならぬ、こういう点を私、大臣にお伺ひしたい、こう思つておつたわけなんです。でなければ金庫老的な事件も出てきますし、目につかないような不正事件がしょっちゅう起きてくる、こういうことになるのじゃないかとも思ひます。

それから、この前も申し上げましたとおりに、何かそれにかわるものがなかったらいけないと思

うのです。一つところに閉じ込められたような状態でおるわけですから、家族と慰安旅行ができるとか、つとめておる中に、何か報われるものが出てこなければ張り合いが出てこない、こういうことにもなっています。特に最近には刑務所の移転問題があつちこちから要求されておるわけです。私だけでも三つも四つも伺つておられます。代替地がないからというのでなかなかやつてもられないというよりな話し合いはしておるわけですが、周囲はいろいろ近代化された生活や社会情勢の中にあるのに、ひとり刑務官の方が閉ざされた中で勤務してきて、そして官舎の中で生活しているという事になります。そのこと自体がまるで受刑者と同じような状態に置かれるということになりますから、この点はもうどうしても改善していただかなければならないのじゃないか、こう思います。そういう点、ひとつ御配慮いただきたいと思ひます。

十分勉強が足りないもので、もつと検討を加えるべきものはないかと思ひますが、中谷先生から関連の御質問があるようでありますから、このことは中谷先生にお譲りしたいと思ひます。

○中谷委員 「敬礼忘れた」と処分「時代錯誤もいいところ」というふうに京都大学の平場教授が新聞の報道によりましてコメントしておりますが、沖本委員の質問に関連をしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 組織法によつて訓令が出せるということはもう承知をいたしております。しかし、そういうふうな訓令を出すことの合理的な根拠は国家公務員法のどの条文にお求めになるのですかというところをお尋ねしたいのです。お答えをいただきたい。

○中谷委員 「敬礼忘れた」と処分「時代錯誤もいいところ」というふうに京都大学の平場教授が新聞の報道によりましてコメントしておりますが、沖本委員の質問に関連をしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 組織法によつて訓令が出せるということはもう承知をいたしております。しかし、そういうふうな訓令を出すことの合理的な根拠は国家公務員法のどの条文にお求めになるのですかというところをお尋ねしたいのです。お答えをいただきたい。

○中谷委員 「敬礼忘れた」と処分「時代錯誤もいいところ」というふうに京都大学の平場教授が新聞の報道によりましてコメントしておりますが、沖本委員の質問に関連をしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 組織法によつて訓令が出せるということはもう承知をいたしております。しかし、そういうふうな訓令を出すことの合理的な根拠は国家公務員法のどの条文にお求めになるのですかというところをお尋ねしたいのです。お答えをいただきたい。

○中谷委員 「敬礼忘れた」と処分「時代錯誤もいいところ」というふうに京都大学の平場教授が新聞の報道によりましてコメントしておりますが、沖本委員の質問に関連をしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 組織法によつて訓令が出せるということはもう承知をいたしております。しかし、そういうふうな訓令を出すことの合理的な根拠は国家公務員法のどの条文にお求めになるのですかというところをお尋ねしたいのです。お答えをいただきたい。

○中谷委員 「敬礼忘れた」と処分「時代錯誤もいいところ」というふうに京都大学の平場教授が新聞の報道によりましてコメントしておりますが、沖本委員の質問に関連をしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 組織法によつて訓令が出せるということはもう承知をいたしております。しかし、そういうふうな訓令を出すことの合理的な根拠は国家公務員法のどの条文にお求めになるのですかというところをお尋ねしたいのです。お答えをいただきたい。

監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得」というような規定があるわけでございます。この二十条には「法令ニ依リ監獄官吏ノ携帯スル」云々というように条文があるわけでございます。その他としまして、被収容者につきまして収容を確保するにいうようなことが監獄官吏の業務になっておるわけでございます。

つけた制服を着用いたしましたして、そして敬礼をするというふうなことにその指揮系統を明らかにするということ、その維持をはかるということを考えておるわけでございます。その一環といたしましてこの訓令があるわけでございます。したがってこの訓令が法律に明文の根拠はございませんけれども、これは当然のこととして考えておるわけでございます。

○中谷委員 局長が当然のこととしてお考えになつておることはたして世間で当然のこととして通用するのかがどうかに問題の争点があるかと思ひます。

念のためにお尋ねいたしますが、昭和三十二年刑務官礼式の以前の礼式は一体どういふ経過をたどつておられますか、お尋ねをいたしたい。

○中谷委員 局長が当然のこととしてお考えになつておることはたして世間で当然のこととして通用するのかがどうかに問題の争点があるかと思ひます。

念のためにお尋ねいたしますが、昭和三十二年刑務官礼式の以前の礼式は一体どういふ経過をたどつておられますか、お尋ねをいたしたい。

○中谷委員 局長が当然のこととしてお考えになつておることはたして世間で当然のこととして通用するのかがどうかに問題の争点があるかと思ひます。

念のためにお尋ねいたしますが、昭和三十二年刑務官礼式の以前の礼式は一体どういふ経過をたどつておられますか、お尋ねをいたしたい。

○中谷委員 局長が当然のこととしてお考えになつておることはたして世間で当然のこととして通用するのかがどうかに問題の争点があるかと思ひます。

念のためにお尋ねいたしますが、昭和三十二年刑務官礼式の以前の礼式は一体どういふ経過をたどつておられますか、お尋ねをいたしたい。

○中谷委員 局長が当然のこととしてお考えになつておることはたして世間で当然のこととして通用するのかがどうかに問題の争点があるかと思ひます。

念のためにお尋ねいたしますが、昭和三十二年刑務官礼式の以前の礼式は一体どういふ経過をたどつておられますか、お尋ねをいたしたい。

○羽山政府委員 ちよつといま正確にお答えする準備をいたしておりますので、あとでまた調べてからお答えしたいと思います。

○中谷委員 私は敬礼というもののあり方について、沖本委員のほうからも質問がありましたけれども、はなはだ疑問を感じますが、念のために、この朝日の新聞記事を局長、ごらんください。これは一体どういうことなんでしょうか。とにかく敬礼というふうな、刑務官礼式などというものをきめてあること自身、私はなほ時代錯誤的なものと思いますが、その写真に出ておる敬礼というのは、刑務官礼式に合致しておる敬礼ですかどうか。

○羽山政府委員 合致していると思います。

○中谷委員 第八条には室内の分が出ておるわけですね。それから室外の分については、「拳手の礼は、正対して姿勢を正し、注目した後、右手をあげ、指をそろえてのばし、男子はひとさし指となか指を帽の前ひさしの右端にあて、」たなごころをやや外方に向け、ひじを肩の方向に水平にあけて行けりとする。そうなっていますね。写真はそれでよろしいですね。手が離れているじゃないの。

○羽山政府委員 この左側のほうの人物のことを御指摘だと思いますが、手が多少離れているように感じます。

○中谷委員 だから大体欠礼をしたの、敬礼をしたのというふうなことをいうのは私やぼだと思ふんですよ。大体随々しく第十条に、正対をして姿勢を正せとか、注目をしろとか、右手をあげろとか、指をそろえて伸ばせとか、中指を帽の前ひさしの右端に当てよとか、こんなことを書いてあること自体がとにかくおかしい。こんなことは守られつけないわけですよ。そうでございましょう。そんなことが一々処分の対象になつていたらたまったものじゃない。そんなことが一体処分の対象になるなら、その写真に出されている人だって処分の対象になりかねませんよ。十條違反だというよりなことで、気に要らないから処分をしよう

ということだつてできることです。

そこでお尋ねしたいと思ひますけれども、処分理由通知書をすでに本人に送致されていると思ひますが、処分理由通知書をこの機会に明確に御答弁をいただきたい。

○羽山政府委員 処分理由通知書は要旨が四点でございまして。

第一は、本年の二月十八日に、構内でございすが、構内で第二医務課長とすれ違ひましたときに欠礼をした。そしてその注意を受けたときに反抗的態度を示して暴言を吐いたということが一点でございまして。

それから第二点は、その点について保安課長が本人に対して管理部長室及び保安課の事務室におきましてその非をさとしたところが、それにまた反抗的な態度で暴言を吐いたということが一点でございまして。

その次は、保安課長が、もしどうしてもそういう自分の言っていることが正しいというならば、弁明書でも何でも出せということを申し込にそれを拒否したということでございます。

それから、同じ日の午後の四時ごろ、いろいろこのような経緯があつたからだと思ひますが、所長室に入つてまいりまして、所長にいきなり暴言を吐いた。それで所長から退室を命ぜられたのに暴言を吐き続けまして、結局他の職員によつて外に連れ出されたという、この四点でございまして。

○中谷委員 関連質問です。簡単にいたしたいと思ひますが、処分理由が四つあるということですが、暴言、暴言、暴言とお話が続くわけですが、一番最初の暴言というのは一体どういうことなんでしょうか。

○羽山政府委員 先ほど申し上げましたように、きょう実は人事院の公開審査をいたしておるわけでございます。そこで大阪法務局の職員が代理人になつておりました、いろいろ主張、立証を行なつておるわけでございます。私も最近の状況を知りたいと思ひます。したがひまして、い

ままで約一週間はかり前に報告になりました点に基づいてその暴言の内容を申し上げますので、多少食い違ひがあるかもしれませんが御了承いただきます。

それは「なに言うてるんや。あんた医務の人やろ、なんでわしがあんたに敬礼せんいかんのや」と言つた。それから保安課に参りますと「こんなところへ連れてきて、一体どないするつもりや」と言つてふんぞり返つてたばこを吸いながら「わしや、あんたという人を見損つたぜ。あんたもわしの（悪い）評判を聞きよつて、よろし、一発とつちめてやれと思つて文句つけたんやろ。」と言つたというのが第一点でございます。

それから第二の保安課の状況でございますが、まず敬礼をしなればいかぬということを言われまして、ところが官服のボタンをはずしておつたので、ボタンをはめたらどうだと申しましたら「そんながたが言わんでもいいがな。鈕は、はめたらよろしんやろ。」なんて言つた。

それから弁明書を書くようにと言つて「書く必要はないわい。」というふうなことで、大声でどなったというふうなことでございまして。

それから最後に、所長室に参りましたときに、大声で「敬礼をどう思うか。」というふうなことから、「所長がそんなことだから、入試問題のようにな不正事件が起きるんだ。」というふうなことを言つた。

こういうことになつております。

○中谷委員 それ暴言なんぞでございますか。

じゃ、私は六年間国会議員をやつてきてだいたふ声が大きかつたけれども、どうも大きな声を出したというのが暴言になりそう。六年間私はいふん暴言を吐いてきたということにこれはなりかねない。いまの話は、言っているのはまさに関西弁ですよ。そのことについて、新聞にも書いてあるとおりの「あんた医務の人やろ、わしがあんたになぜ敬礼せんいかぬのや」とか「いかぬのか」とかいうのは、私はあえて暴言だとは思ひません。それからいまだ一つ「鈕をはめたらいいんやろ。」これ

もそれほど暴言だとは思へません。ただ、ここに上司、職員同士の間の感情の疎隔、そういうふうなものがあつたことをむしろ私はおそれる。そのことが憂慮されるわけでありまして。

ですから、局長、いまおっしゃつたようなことは局長としては暴言だというふうにおつしやるわけなんです。要するに、処分理由通知書には暴言と書いてある、局長自身そういうことは暴言だというふうにならなかつたんです。また「そんなことだから入試事件があつたんでしょ。」これは世間の人はみんな言っているわけですよ。大阪刑務所、どうも職員の意味の疎通がうまくいってない、だから大阪不正入試——私は大阪不正入試の弁護人だけれども、記録は、一件を全部読んでおりますけれども、どうも刑務所の管理体制、職員の士氣、それから問題があつた。そんなことかいことを言うからこんな問題が起つたんじゃないかと、いろいろの当然の意思表示、意見の開陳ではないのでしょいか。いまのような報告で局長はやはり暴言と思われませんか。暴言というのと禮當を欠くことば、あるいは若干感情に走つたことばといふのはだいた意味が違ひと思ひますけれども、暴言といふのはいかでございませうか。

この点、どのように思われますか。暴言じゃないんです。こう言つてしまふえば人事院で負けてしまひますからがらばらなくちゃいけないということになしに、これは法務委員会ですから率直に局長の御答弁を承りたいと思ひます。

○羽山政府委員 率直に申し上げると、私は事実をよくわからないのであります。私の現在の心境をいたしましては、これはその当時の状況をもつと詳しくいろいろ人から聞いて調べてみなければわからぬと思ひます。報告にこうありますので申し上げただけでございます。

○中谷委員 報告を読んだ限りにおいて政務次官にお尋ねしたいと思ひますけれども、いまの程度のこと暴言というふうな表現は、私はむしろやや感情の対立、疎隔、意思の疎通等を欠い

ておったということはありますけれども、私はこういうものを思っていますけれども、のは、むしろ何かそこにアブノーマル、異常なものがあるというように思いますが、政務次官、これはひとつ政治家としていいますか何といひますか、われわれの常識のワク内での御所見を承りたいと思います。

○古屋政府委員 いままで先生と局長との質疑応答を聞いておりました、多分にこれは感情上の問題とか平素の信頼関係というものが、具体的な事実を知らないので、私も一般的にしか申し上げられませんが、ただ暴言というこは、これも感情的になったときにそれを暴言と解するか、冷静な人がこれは暴言ではないと言ふような場合もありますので、私も先生と同じように弁護士の仕事をしていただいておりますけれども、どうもこうはつきり暴言とか暴言らしいというのを申し上げますよりも、多分に感情の問題があったんじゃないだろうか。さればこそ先ほどの沖本先生のお話のように、そういう問題は人事管理の問題として、常に上司と部下があたたくあれしておればこんなことはなかったんじゃないだろうかということを感じるわけでございます、直接御答弁にはなりませんけれども、暴言か暴言でないかというこは、やはり具体的にその場で——さつき局長は書面ではそうなっておりますというふうに申しましたが、私もそんな感じでございます、公平審理が行なわれるということでございます、いづれにしても、今後はこういう問題につきましても上司と部下との感情の疎隔がないように十分注意すべき問題である。特に閉鎖された組織体につきましてはそういう必要があるということを感じておるわけでございます。

○中谷委員 敬礼の是非はともかくとして、敬礼の目的が「相互の敬愛をはかることをもって目的とする」とある。まさに欠礼をしたことによつて相互の敬愛が失われた。それがエスカレートしていったということでは、私はむしろ、欠礼をした

人よりも、とにかくそういうふうな雰囲気醸成した上司の諸君にもかなり問題があるんじゃないか、こういうふうなことをあえて申し上げたい気持ちです。このことを私は申し上げたいと思う。それと、弁明書を書かなかつたということ、処分理由の第三におおけになりなされたけれども、弁明書を書くというこは、一体書けといわれ、書かなければならない法律上の根拠は何ですか。

○羽山政府委員 これも内部の通達でございますが、手続書というものがございまして、自分が何らかの義務違反の容疑を受けた場合に、それに対して申し開きをする余地があるならばそれを書いて出すというこになつておるのでございます。

○中谷委員 申し開きをしたければ書くのが弁明書であつて、私は弁明書を別に書く必要がありませんというこが、どうして処分の理由になつたのですか。そのわけをお聞きしたい。そうすると、申し開きをするというから権利ですね。その権利を行使しなかつたことが、なぜ一体戒告の対象になるのですか。四つを合わせてござい、一本で戒告になったのだからと思ふのです。私は、なぜそういう権利を行使しなかつたことが戒告の対象になつたのか理解ができないのですが、弁明書を書かなければならぬというのは、一体法律上の根拠でもあるのか、これを私は聞きたいと思ひます。こは公平委員会にございせんから、明朗な刑務所をつくるという観点からひとつお答えいただきたい。

○羽山政府委員 弁明書を書かなければというわけで欠礼が行なわれたかというふうなこともわからないわけでございます、結局、事態がうやむやになるというだけのことでございまして、弁明書を書くというこはそれほどむづかしいことでも何でもありませんので、多くの諸君がこういう場合に書いておられると私は理解をいたしております。それは決して、何も自分が悪いということを確認するといふのではないのでありまして、自分はいかであるかと思ふというこを書けばいいのであります。それを出してくれなければい

ろいろな事柄がよくわからない、こういうこになるわけでございます。

○中谷委員 そうじゃないのです。弁明書を書かなければならない根拠は一体何ですかとお聞きしてはいるのです。弁明書を書くこは、自分が悪いこをいたしましたというこ、あるいは悪いこをしておきませんでしたというこ、どんなこにてもしておきませんでしたというこ、どんなこにてもとにかく弁明書を書かなければならない法律上の根拠というのはいくつあるのですか。私は弁明書を書かないといふことを言うこは、刑務官には許されないので。私はそのこが、どうも刑務所というこはおかしいところだといふ感じがするのです。弁明書というものは書かなければならないものなんですか、書かなければならぬといふこを申し上げておられます。書くのはむづかしいこではありませんか、時間がかかりますよ、みんな書いておられるじゃないかといふようなこは、局長、高名の法律家として、そんなこはとにかく答弁になつてないこはあなただけで自覚しておられると思ふのです。一体その根拠は何ですかといふこをお聞きしたいのです。

○羽山政府委員 それは、通達によつて出すように義務づけられておられると解釈いたしております。

○中谷委員 通達を読みますと、通達を持ってまゐつておられますので読み上げるわけにはまいりませんが、あとで……

○中谷委員 あとで……と云つて、国会は解散してしまふよ。通達はきよ持つてきておられなわけですね。

○羽山政府委員 いまは持つてきておりません。○中谷委員 関連質問ですから、最後に二点だけお尋ねをいたしておきますけれども、敬礼を怠つた処分というこの問題を通じて、矯正局長としては、刑務所のあり方、人事管理のあり方等については反省、あるいはまた今後の新しい刑務所のあり方についての意欲、そういうようなものをこの

一つの教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

一つのお教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

一つのお教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

一つのお教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

一つのお教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

一つのお教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

一つのお教訓としてお持ちいただきたいと思ひます。○中谷委員 中谷先生のお話でございますが、実は私も率直に申しまして刑務官札式というものをもまだよく読んでおられません。でございますが、いままでの岡先生の御質疑の状況からかんがみまして、昭和三十二年ですもののでございまして、世の中は移り変わつてゐる。秩序は維持しなければならぬ。特に閉鎖社会のそういう勤務しておる者の状況といふことを考えますと、やはり法務省全体としてこういうものも検討と申し

ますか、そのできたときと現在と比べてみてもう一度これでもいいかという意味におきましてできるだけ早い機会に読み直してみ、そして必要ならば率直に改めるものは改めるといふようにしたい、このように私は考えております。

○羽山政府委員 私は刑務官礼式というものが、旧軍隊の礼式ほど厳重でやかましくなっているとは思わないのでございます。したがって、平場先生のおっしゃるところの「時代錯誤もいいところ」というお考えは、私は必ずしも全面的に承服いたしかねるのでございますが、御指摘の感情問題とかあるいは平素の職場の空気というふうなものをご改善すればこういう問題が起きないかというところについては、十分検討させていただきます。

○中谷委員 質問を終わりますが、旧軍隊とおっしゃいましたが、海軍、陸軍のどの典範令の例をお引きになっておっしゃったのか、例を正確に引けますか。陸軍のことについては私は詳しくです。それほど厳重でないのだからおっしゃるけれども、どの令のどの条文とこの礼式とは違ふのだというふうなことに私は私があした調べてきて、違つておりませんよ、旧軍隊とそっくりですよというふうなことになるなら、局長たいへんですよ。感じでものを言ってもらつては困りますよ。大休旧軍隊の何という名前の典範令か、局長御存じですか。感じでいまものを言われたような感じがするから、最後に一点だけ念のためにお聞きしておきたい。

○羽山政府委員 私も実は陸軍にありまして、陸軍礼式令というものの訓練を受けたわけでございます。御承知のとおり、軍人は常に制服を着用しているのが原則でございます。盛り場であろうと何であろうと、とにかく欠礼をすればその場でどやし上げられるというふうなことであつたわけでございますが、私どものほうは、これは「着用した際」となつておりますが、あまり私生活の面では制服を着ることはないのをごいまして、少なくとも運用におきましては昔の軍隊ほどやかま

しくはなつていないというふうに私は理解をいたしておるものでございます。

○中谷委員 感じとしておっしゃったわけですね。感じとしておっしゃったというならばわかりますけれども、お歸りになつてもう一度旧陸軍と旧海軍の典範令をひとつごらんをいただきたい。それほど変わつておりませんよ、典範令とは。その点で、あすあらためてお尋ねするかもしれませんから、御準備をいただきたいと思ひます。関連質問ですから、この程度で終わります。

○谷川委員 沖本泰幸君。きよりの質問は大阪刑務所が主体になるのではなかつたのですけれども、だんだんと延長しまして、肝心の質問が延びてしまつたわけですが、結局結論的に申し上げたいことは、形式の上からものを言はつていくという考え方と、この人たちはわずかな人で大ぜいの人の規律を守つて、その人の人命なり人権なりを守つていかなければならぬ立場の人たちなんですね。その人たちがこういうふうなことにこだわつて、そういうふうな影響自体が勤務なり何なりに影響していくというところは、ひいては受刑者の人権なり何なりに影響していくわけですから、その点を私もよくお考へになつていただいて、施設があり、職員があり、それが管理されているというところは、中にある人たちのためにあるわけですから、それが十分行なわれるようではなければ、何の意味もかわけがわからなくなつてくるわけですから、その点をよくお考へになつていただきたいし、またこれは一例であり、氷山の一角である。たまたまここであつた問題が出た。しかし根を調べてみると、全国的にこういう傾向があるという内容であつたらたいへんだと思ひます。アメリカでいま盛んに刑務所の暴動が起きているわけですから、ただ、刑務所の内容が日本とアメリカと同じであるとはいえないと思ひますし、いろいろなものが違ふとは思ひますけれども、もしそういうものになつてくるといふのがありとすれば、やはりそういうことを起こす

一因にもなつていく、こういうことですから、そういう点をよく考へていただいて、足りないところを補つていただいて、十分業績が全うされるように計らつていただきたいわけですから、この御質問はその程度で一応保留させていただきます。

それでは、裁判所のほうへ御質問を返りたいと思ひます。

今年度裁判官の志望者が検察官に比べて少なかつたことについて、報酬だけの問題でなくて、他に決定的な理由があるのではないかと。たとえば裁判官そのものに魅力がなくなつていくということがいえるのではないだろうか。そういうわけで、ここ数年間の裁判官の志望者、これは前にも御質問があつたと思ひますけれども、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 結局裁判官として採用いたしました人数を過去五年について申し上げますと、本年は五十八名でございます。四十六年、昨年でございますが、六十五名、四十五年は六十四名、四十四年は八十四名、四十三年八十五名というふうに相なつております。

○沖本委員 それに比べてみますと、検察官のほうは四十七年が五十九名、四十六年四十七名、四十五年三十八名、四十四年五十三名、四十六年度より十二名増、こういう数字が出てくるわけですから、同時に志望者が少ないという一つの理由は、最近司法の独立問題、いろいろなことから社会、世間にもいろいろな問題点が浮き彫りにされたわけですから、これも、この二、三年、急速に裁判所の中からも批判が起つておる。たとえばこの前の委員会でも問題になりました一人制審理の特例、それから以前の宮本判事補、阪口修習生問題あるいは石田長官の御発言、こういうことがだんだんとマスコミに取り上げられ、世間でもいろいろ批判を受ける、こういうふうになつておること自体が、結局裁判官志望者が魅力を失つていく一つの原因ではないか、こういうふうに私は考へるわけですから、それども、その裁判所のほうとして、減つていっているというのは、ただ現象面にすぎないのだとい

うふうにおとらえになつていらつしやるのか、または何かの理由があるという、理由についてお調べになつていらつしやるのかどうか、その点いかがでございますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 過去五年につきましては、いま数字を申し上げたわけでございますが、終戦後の数字を見てまいりますと、たとえば昭和三十九年は五十九名という数字でございますし、さらにその十年前の昭和二十九年は四十五名というふうな数字でございます。その間、もちろん一定はいたしておりせんけれども、これを平均的に見てまいりますと、大体七十名前後という数字は確保してきておるのではないだろうかというふうに考へております。

御承知のように裁判官の仕事そのものは、いまま非常に重要な困難な仕事でございます。司法の独立の問題等、近時いろいろ皆さんの御理解を得てきておりますけれども、そういうものを御理解いただければいたくほど、やはり仕事そのものの重要性というところについての新たな御認識というものもいただくといいわけでございます。私もそのときの状況等によりまして多少の増減というものはないけれども、これはやむを得ない、ただ現在のところ、必ずしもどういふ特殊の理由があつて、そのために人員が減少の方向に進んでおるといったようなことではないのではないだろうかというふうに考へておるわけでございます。

○沖本委員 そこで、裁判官で定年でやめる以外に、退官なさる方はどれくらいいらつしやるわけでしょうか。またこれらの退職者の退職の理由、さらに裁判官の転任、こういうふうなもの大きな理由がありますれば、お答えいただきたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 裁判官が退職いたします人数でございますが、大体毎年百二十名前後というふうに御了解をいただければいいのではなからうかと考へております。四十六年、これは昨年でございますが、最近の例をとりまして、全

体で百二十四名というものが退官をいたしてあります。

その退官の理由でございますが、一番多いのはやはり定年による退官でございます。これが大体六十名近く退官をいたしております。それからその次に多いのは、いわゆる依願免職でございます。この依願免職の人数は大体四十名前後という数字、昨年は三十七名ということに相なっております。また、御承知のように十年の任期がございまして、任期終了の際にこのまま退官しようという方がございまして、昨年は六名という数字でございます。そのほか、死亡による方が八名、その他、たとえば公青等調整委員会に出られますとか、内閣法制局の参事官等に出られますとか、あるいは法務省の關係の部局に出られますとかと申したような方が十数名ということで、先ほど申し上げた数字に相なるわけでございます。定年退官でございますと死亡その他は理由がそのまゝ出ているわけでございますが、いわゆる依願免職というものの中身を少し申し上げてみますと、それは大体公証人になられる方とそれから弁護士をなさる方と、判事の場合は半々ぐらいでございます。判事補になりますと公証人ということもございます。中には大学等に行かれるという方もまれにはございますけれども、大体弁護士をなさるというふうな数字に相なっているわけでございます。

○沖本委員 裁判所法の第四十八条には、「その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」というふうな規定に、転任について規定があり、その意に反して転任させられないということになっておりますが、実際にいってはどういうふうな内容でしょうか。○矢口最高裁判所長官代理者 御承知のように、全国に簡易裁判所を入れますと一千近い裁判所があるわけでございます。この一千近い裁判所の裁判官というものを固定いたしますと、小さいところでは、一般的にその土地に住んでおられる方々との個人的な結びつきというものが強くなります

し、お仕事をなさりにくいという面も出てまいります。また国民の側から申しましても、全国に平均的な裁判官というものが常におつていただくというところが必要なわけでございます。そういう面からある程度人間の適正な配置ということが必要になってまいります。裁判官の面から見ても、一番大きい問題は、やはり御本人たちの希望の任地が大都市に集中するというところでございまして、御承知のように、東京、大阪等の大都市に非常に集中いたしますので、どうしても一人の方をあまり大都市に長く勤務させておきますと、御希望の方がいつまでも大きな都会に勤務できないというふうな問題も生じてまいります。以上のようなことから、定期的な裁判官の全国的な異動ということをやっておるわけでございます。私それにはそれなりの理由があつてやむを得ないものと考えておるわけでございます。しかし、そういう定期的な異動ということをやっておりますと、やはり子弟の教育の問題でございましてこれはいかなる点で不自由なものが生じてくるのかいろいろな点で不自由なものでございます。そういう問題が在野法曹等と比べて定着されて自由にお仕事をなさるというところと比べて場合に、裁判官の魅力を減殺する一つの要因になっておるのではないかと申すことは、私もそのように考えております。

なお、年間の裁判官の異動件数は大体五百から六百というところでございます。昨年度は六百を少しこえましたけれども、そういう点で異動をいたしております。しかし、この異動は先ほど御指摘の裁判所法の規定から、当然御本人の完全なる承諾のもとに行なわれるものでございまして、前に当委員会等でも申し上げたかと思いますが、大体大きいところ、中ぐらいのところ、小さいところというものを勘案いたしまして、三年くらいを一つの周期といたしまして異動をいたしておる。そういう点につきましては、全裁判官がそういうシステムに完全に協力するというところで、不自由を忍んで大都會で勤務された方は比較的に僻地で勤務するというようなことで異動をしい

ただいておるといふのが現状でございます。○沖本委員 しかし、いろいろ御事情なり理由なりがあるわけですが、裁判所法ではその意に反してというふうな条文があるわけですね。そうすると、そういうものについて本人が自分の希望を述べれば、そのとおりになるといふことがやはり裁判官を志望していく一つの根拠になつていくのじゃないか。そういうものが全然違つて天下りのきめられてしまつて、どこへ行かされるかわからない、こういうことも意欲をそぐ一つの原因にもなつておる、こういうことになるのじゃないかと思つておる。

それにつきまして、大都會へお越しになれば、それをチャンスにして退官して弁護士を開業なさるとか、先ほどお話しになつたような、それを機会にそういう問題が出てくる、こういうことにもなるわけですね。その理由というのは、そういうところへ出たついでに子弟の教育をしいこう、こういうことにもなつていくわけなんですけれども、この間九州のほうをずっと視察させていたいたわけですが、そういうときには、いろいろ御懇談したときにお話が出てきて、お嫁入りの問題なり社会から閉鎖されて困るのだ、こういうお話も出ておるわけですね。これは余談になるわけですが、いまでも裁判官だといふと象牙の塔におこもりになつてしまつて、全然社会と隔絶してしまつて、そのためにむしろ社会の事情にうといために結局審理の中にもそういう影響が出てくる。裁判官といふのは全くの知らずというふうなことが起きるのではないかと申すことも考えられるわけですね。新聞に出てくる物価の変動であるとか野菜がどうなつたとかお魚がどうなつたといふこともありますし、その地域的なところでいろいろな社会的な場合に御出席になつて、それで一応ちゃんと社会勉強していただく上でのいろいろな審理に携わつていただくといふことの内容が整つてくる。これは非常に卑近な例でたいへん失礼とは思つたわけですが、前に事件

がありまして、ある人が選挙の買収のためにキャバレーで一万円のチップを切つたということについて、裁判官の方が全然わからなかつた。おしまいに実地検証しよう、そういうことまで出たわけですね。無理に裁判官の方にバーやキャバレーに行つてくださいというわけではありませんが、そういうことも社会通念上、これはこうなんだ、ああなんだといふこともおわかりになつていただかなければならぬわけですね。それにはやはり本人が希望するところに行けるようになつて、そういう内容が充塞されていくことを求めるものが出てくる、こういうことになつていくのじゃないか、こう私は考えるわけです。

基準についてはいろいろお話しになりましたけれども、そういうことに関連いたしまして四国の例がありますけれども、夫婦で裁判官をつとめる、こういうことになると、内容の違いによつては全然別のところというところが考えられるわけですね。そういうふうなことで配属とか転動とかそういうことについてどういふ御配慮がされておるのか、あるいはやはり考えてはならないことでもありますし、あつてはならないことでもありますけれども、どこそこのだれそれと同じ学校だとか後輩だとかいろいろ学閥のつながりとかあるいは修習生当時のつながりであるとか、そういうふうな関係からまたいろいろと違つてくる、そういうふうなことがありますと、その辺からも公正が欠かれていく、こういうことになるわけですが、そういう点についてはどんな御配慮がされておるわけでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 人事の適正配置といふことは非常に大切なことでございまして、これが適正にまいりませんと裁判官全体の士気にも直ちに影響してくるという問題でございます。御指摘の、たとえば夫婦で裁判官をつとめておられるというふうな方についても、どのようなふうな配置をしていくことが御本人たちの満足もいたされるし、また役所の側からも不都合がない、国民の側からも不都合がないということになるのかと

ますます必要度が高まっていき、出てくるわけです。それで人はそんなにふやせられないわけですが、実務に携わる方は。相当の経験と訓練をしないと審査官ができない、こういう点も出てきているわけですし、健康上も無理をしてやっているという実情があるわけですね。そういう問題とか、

に人もふやすし厚生施設も十分見ていただくというふうにしていただかなければこれは勤務に影響が出てくる、あるいは、たとえば税関のほうが待遇がよくて、同じところで同じような仕事をしているのに法務省のお役人は全然待遇が悪い、これじゃ全然差別が起きてくるわけです。そういう問題から、結局、敬礼をしなかったので処分を受けたということについても、この前も御質問したわけですけれども、人が足りない。人が足りないから機械力で、ある程度テレビカメラを据えて刑務所の中、内外がよく監視できるようにもするような方法も講じよう、検討するということもあつたわけですから、まずは人が少ない。人をふやさなければならぬ、こういうことが最近非常に

あるわけですね。そういうものが足りないから、結局少ない人に向かつていろいろと余分な注文が出てきて仕事が過重してくる。過重してくるけれ

ども、刑務所のようなところですと、どうしても規律を守らせなければならぬから、まあ世間的にいえばきつい締めつけが出てきて、そういうも

のが反感になってくる、こういうことも考えられるわけです。そういう点に関して、大臣のほうでいままでのそういう拘束にこだわらないで、うん

とところで刑務所の内容なり管理内容をお褒えになるお考えはあるか、ないか、こういう点ですね。あるいはもっと人員をふやしていただいて、

そしてその仕事の能率なりあるいは安全をはかっていた。これは特に入管の場合はハイジャックの問題もあるわけですし、十分その内容を整え

ていただかなければならないと思いますし、今後中国との国交が緩和されていけば、これからどんどん向こうへ人も出ていく。当然その人は受ら

わけです。中国語のたんのうな方でもどんどん握えなければならぬ、こういう問題も出てくると思ふのですが、そういう点について大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○都国務大臣 もうおっしゃるとおりでございます。入管の仕事、ことに今度の国会にも法律をお願いしておりますが、羽田空港が成田空港に移ったという点から、これはことに一般の旅行者の便宜をはかりましたために、どうしても人の数がある程度そろいませんと、不便をかけることがかえって多くなるという心配もございまして、またおっしゃるとおりハイジャックの例など見ましても、在留者の管理というよりなことに、もつと実力を向けたと思ひます。ことに本省でいへば矯正局の関係、刑務所の関係、これはぜひふん一生懸命でやっておりますし、またいろいろ起こります事態に際して、規律のほうは厳重にいたすことは指図しておりますけれども、規律だけではどうしてもいかに面がある。処遇を高めることも数々をふやすこと、これは四十八年度の予算にも要求はいたしておりますし、これは現に交渉中のことでございまして、結果、どうなるかと思ひますけれども、私はこれらの予算についてはどうしても満ち、一〇〇%よこしてくれねば困るということを大蔵省にも言っております。な次第でございまして、どうしてもこれらものについてはおっしゃるとおり人員充実、これをしなければならぬと思っております。

○沖本委員 それについては一省一局、さつきから舌が回りにくいのですけれども、そういうものがいままではあるわけですが、内閣が新しくかわったわけですから、現在もやっぱりにこれにこだわって、そういう方向で現在もお進みになっているのか、新しい内閣のもとにそういうものはもう一度練り直され、考え直されていくものであるかどうか、その点はいかがでしょうか。

○都国務大臣 いままでは方針をやめたというところはございませんし、一応方針はございまして、一方では日本列島改造のような新しい要求が各所に起こっております。法務省としては、それらの日本列島改造の土台になるものは申せば法秩序の維持である。これについては、いままでの方針というものは一応踏まえながら、しかし新しい主張を持って、そして自分たちの要求を理解してもらい、また達成したいものだと思っております。

○沖本委員 終わります。

○谷川委員 青柳盛雄君。

○青柳委員 法務大臣にお尋ねいたします。

特別職の職員の給与に関する法律案は内閣委員会で審議され、そこでいろいろと質疑応答が行なわれ、思ひますけれども、それに準ずるといふ形でいま法案が出ていますからお尋ねをするのですが、この特別職の給与に關して閣議で決定されたときに、田中総理大臣などから、給与の引き上げ分は社会団体に寄付することにしようというような提案があつて、そして閣議で別な案はなかつたやうなことが新聞に報道されているわけですが、特別職の給与はここ三年くらいストップされた形になっておりまして、それは佐藤内閣時代でございまして、ストップしたのは、やはり大体一般職に比べれば特別職の方々の給料は相当高額であるということが一つ。だから下のほうが上がられたからといって、それにならうと上をもう一度上げることはしないだろうという、これは全く國民の世論を考慮したことだと思ひます。國民の世論は、やはり上に立つ者は先に憂えて後に楽しむという、昔からの一つの政治家道義といひます。為政者道義といひます。そういうものがあるはずだ。だからお手盛りで自分の給料まで上げてしまふというのはいけません。いや、か、そういう世論にマッチした考え方だと思ひます。それであればこそ今度新しい内閣ができて、どうも特別職の給与を三年ぶりで上げるというときには面はゆいものを感じる結果、このやうな提案が行なわれたのではないかと思ひますが、法務大臣はこれについてどういふお考えを持っておりますか。

○都国務大臣 昭和四十四年以来、青柳さんのおっしゃるとおり、据え置かれております。その前から、上げてまいります場合も、認証官の上の方と一般職の上の方とは扱いが違つておりましたので、ぜひふん一般職との間の開きが違つてきておりました。これに比べまして、総理とか国務大臣とか政治家等につきましては扱いが違つておりました。これは別に考へてよいことではあります。それは、これは他の特別職なり裁判官、検察官が連れておりました。このことは考へてあげなければ、ことに裁判官や検察官のほうに専念して、準司法という仕事に従事していただくものでございすが、これは考へてあげなければいけないといふことは、新内閣になりまして直後から私、総理に話をしておつたことでございまして、おことばの中にありまして、総理は寄付すると言われましますし、各閣僚大臣もそれぞれ増額した分は寄付することにいたしておりますが、そのことは私はそれなりに考へたものでございまして、寄付したい先はたくさんございまして、これはできる機会に総理の大臣がすることはけっこうなことだと思つております。しかし考へることに、寄付するものは寄付することによつて、特別職等についても久しぶりにつり合ひのとれたものができたといふことは、これからの報酬、俸給の体系の上にも喜ばしいことだと思つております。

○青柳委員 そこで、大臣が先ほど読み上げられました提案理由の説明書のところを読みますと、「第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事および高等裁判所長官の報酬ならびに検事総長、次長検事および検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、何らかの法則のやうなものがあるやうなものでございまして、これ自体がおかしい。先ほどの議論からいへば何もそちらに準じなくても、この最高裁の長官とか最高裁の判事とか、先ほど読み上げた検事総長、そういう方々の分は、特別職の職員の給与と必ずしも一致しなくてもいいんじゃないか。従来こゝろこゝろになつておられますというのが何か根拠があるのでしょうか。

○都国務大臣 いままでは確かにそうなっておりますけれども、裁判官、検察官の俸給、俸給についてはある時期にひとつ考へ直してまいらう。いま必ずしも低いからとか、あるいは法曹三者のうちで弁護士と収入と均衡がとれぬからとかいふやうなことではなく、ひとつそういう仕事の性質から、あるいは裁判官とか検察官の權威をあらしめるために別個に考へてみるということは必要なことだと思ひます。ただ、それにはことに裁判官と検察官、裁判所と法務省、これが気持ちを一つにすると思ひます。同じやうな歩調でものを考へ、それから權威のある機関にでも諮問をしてやるというやうな必要な準備をしなければいけない。私はなるべく早くそういう機会を持ちたいと思つております。

○青柳委員 憲法が特別に裁判官については法律で報酬をきめろといふことを命じている精神からいっても、何か従来の例に従つてでなければ上がらないとか下がらないといふのはおかしいんじゃないかと思ひます。それから検察官も何か特別じゃありません、裁判官並みに扱われるといふことに合理的な根拠があるかどうかはまた検討を要すると思ひますが、大臣がそういうお考えをお持ちであることは私も積極的に評価していいと思つております。

次いでもう一点だけ、もう時間がありませんから簡単に尋ねますけれども、新聞の報道によりますと、十月の十二日から二日間わたつて検察長官会同というものがあつた。これに対しては、読売新聞ですけれども、眠れる検察改造論といふのが積極的な意見書として出されて、そして汚職とか経済的捜査などを積極的にやるべきではないか、その他いろいろの意見があつた。それに關連して昭和四十三年の日通事件以来の大型犯罪、いわゆる政治家などがからんでくる犯罪の摘発がび

たつとまとまっているが、これはおかしいじゃないかというような意見も、その会同に集まった人から出たかどうかは別として、世論としても出てくるようです。だから本来、大臣はこの訓示の中では過激派集団のテロ、ゲバ、ゲリラなどは取り締まれということ、増加しつつある公務員汚職犯罪も取り締まれというようなことを言っておられるようですが、どうも日本列島改造論などが盛んに宣伝されますと、土地に対する投機のようなものが非常に盛んになり、それに関連して高級な役人の汚職というようなものからんでくる可能性が多分にあると思うのです。だから、こういうことを検察官などがやはり独自の立場で、あまり政治に従属するような形でなしに摘発できるような体制が必要ではないか。そうしなければ給料だけ上げても、結局はたいして生きがいを感じないままに、希望者も減ってくるというふうな結果にもなりかねないと思うのです。この点いかがお考えになりますか。

○都国務大臣 御指摘の検察長官会同で検察の現状と将来の方向についてということを長官各位に問いましたので、したがって意見も活発でございました。それで私はその意見等を聞いてもおり、また法務省に参りまして見ておりました。とにかく現在の検察というものが不偏不党であり、厳正公平である、この点は私は非常に強く評価してよいと思えます。社会の変化のぐあいに、それから公害などの担当の検事を集めてみましたが、実際に公害罪法等についての研究もしながら、同時に検察が行き過ぎない、独走しないというのを考えている検察官の態度というものは、表から見てもどういふかいい見られるかは別として、私は非常におとなしい態度だと思つて検察に敬意を表しております。

ただ、いま申しましたように社会情勢なりそれからすべての事態の複雑さに応じて、検察自体がさらにあり方というのについて自分自身で考えてまいる。また法務省自身がさらに考えてまいる。そうしてこれからの社会なり世の中の実勢に即していくということは十分考えなければいけません。これは検察官一同とともに法務大臣はじめ法務省全体の者が十分心して、これから検察の将来のあり方というものを検察長官が考えるというだけでございまして、法務省全体も一つの課題としてこれから考えてまいりたいと思つております。

○青柳委員 もう時間がありませんから……。

○沖本委員 先ほどの質問についてお答えを……。

○矢口最高裁判所長官代理者 長時間御理解ある御指摘をいただいたております。裁判官の職責というものは非常に重要なものでございまして、これは考えていけばいくほど、はたしてつとまるのであろうかということをみずからおそれるくらいのものではなからうかというふうに考えるわけでございます。しかもそういう職責でありながら、なおかつこれに魅力を感じて、自分こそその裁判官に適するのだという自信を持たせたいというものは非常にむずかしいことではございます。けれどもできるのだという言い方をすれば、これはその職務というものを必ずしも正当に評価しないことになりません。またあまりにもむずかしいということはいえませんが、それではとうとう敬遠されるというふうな問題も生じてくるわけではございます。私もやはり現代の民主主義社会における司法部の持つ役割というものを正当に評価してもらわなければいけません。そして非常に欲なことを言うようでございますが、その困難にうちかかって、なおこれを十分に果たしていけるような優秀な人材というものを求めていきたいということであらゆる施策を講じておるわけではございます。

先ほど御指摘がございました海外留学といったような問題につきましても、本年度五名の判事補の長期留学というのを予算等でお認めいただいております。すでに実施をいたしております。来年度も決してなおざりにしておるわけではございません。さらにこれも中堅の裁判官ということでも十名、長期海外に派遣するという予算的な要求も出

しておるわけではございますので、またその節には十分の御協力、御援助をいただきたい、このように考えております。

○沖本委員 そこで、先ほどのことに戻すわけではございますが、憲法第八十条第一項及び裁判所法第四十条は、高裁、地裁、家裁、簡裁の裁判官は最高裁判所が指名した者の名簿により内閣が任命し、任期は十年で、再任することができると規定して、下級裁判所の裁判官の指名権が最高裁判所に与えられている趣旨については、それらが裁判所以外の国家機関の手にあるよりは、裁判所内部の最高裁判所の手にあるほうが、それらを通じて間接にでも裁判官の行動に何らかの支配を及ぼす危険がはるかに少ないと考えられる。こういふたてまえ、考え方に立つてどういふふうな解釈すべきであるという、こういう解釈が出ておりました。ですから、下級審の裁判官の任期を十年とした規定は、裁判官の身分の保障が厳格であることの反面として、誤って任命された不適格者を排除する道を閉ざし、身分保障に伴いがちな裁判官の独善化、化石化を防止するためである、こういふふうにもなっておるということで、いま申し上げていることは、当然いつもお答えになつていらつしやるようなところを繰り返しておるわけでもありません。ですから結局あなたの方の参議院の法務委員会の答弁の中からも、十年の任期終了時に自発的に勇退する裁判官が毎年七、八人あり、自分の意思でなく名簿に載らない裁判官が平均して年に一名くらいあるほか、他はすべて再任されているのが実情である。自分の意思でなく名簿に載らない裁判官も、いままでのところ心身の障害その他の客観的理由があつたものと推測される、こういふふうにお答えになつていらつしやるわけではございます。

そこでその経過についてさらにあなたのほうのお答えは、一般的には人事の停滞を防ぐためであり、また再任不適格者を除くためであるといふふうになつておられるけれども、一般的に人事の停滞を防ぐためだけでも、それが司法特権官僚の間で自由裁量できるというところに問題があるのだ、こういふふうな指摘もここにあらわれて、そうなつてくると、裁判所法の規定する裁判官の身分の保障、転所の保障は、実質的に空文化してしまふ、こういふ疑いが出てくるわけですね。だから、さういふ疑いのもとに、できればその内容を明らかにし、結局疑いを持たないで納得できるようなものを、関係者であり、さういふものに興味を持つ人であり、さらには国民の前に明らかにしていただくべきである、こういふふうになつてくるわけですね。その点がずっといまだに明らかになつておらず、その間に問題があるわけ、そのあとにも出ておられますけれども、新聞記者の質問にあつたのはお答えになつていらつしやるのは、長官を含めて十五人の最高裁判事が大ぜいの任命資格をそれほどよく知っているはずがないといふけれども、法曹界の経験の長い人ばかりだからよく知っている、こう四十四年の六月にお答えになつていらつしやるということなんですか。けれども、十五人の最高裁判官の中には職業裁判官出身の裁判官ばかりでなく、学界出身者、弁護士出身者の裁判官も相当いらつしやる。さういふ点から、多数の裁判官事件の処理と同時に、二千五百人の中の裁判官について一々その実情を知り、毎年相当数にのぼる任命資格者の詳細と、これまた毎年五百人にも達する裁判官の転任について正確な知識を持つことができると断言できるかと、こういふふうに出ておるわけですね。

こういふものを読んでみると、なるほどさうではないかと一般的に私たちはそのほかに加担したくなつてくるわけですね。さういふ内容について、もう少し、また最高裁のいままで論議されたところでも一番重要な問題になるのじゃないかと思ひますけれども、その間を少し明らかにしていただくなり、何らかの妥協をしてくれとかあるいはそこらでひとつ折れてほしいとか、さういふものではないと思ひますけれども、もっと前進的に、いま私がとらえております問題は、志望者が非常に少なくなつてきつ々ある、魅力がなくなつてき

ている、あるいは裁判官がその仕事を、公平な裁判を行なうについて意欲をなくして、こういふふうなことになるのではたいへんな問題になってくるわけですね。そういう観点からお伺いしているわけですから、その辺に何らかの前進的なことをお考えになって、問題解決なり何なり明らかにしたい、こういうふうな考えを聞いているわけですが、その辺についての現在のお考えはないものでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 非常に重要な問題であるというところをばしばしば御指摘をいただきまして、まことに恐縮でございます。私も、その点につきましては、決してなおざりにしておるわけではないわけでございます。ただ、繰り返し申し上げておきますように、かりに再任の問題一つにいたしましても、それをいたすにつきましても、現地の地方裁判所あるいは所管する高等裁判所等の御意見というものは十分に伺っておるわけでございます。しかもその以外に最高裁判所の裁判官が、あるいは事件等によって上告事件等が参りますので、それは沖本委員がお考えになる以上に、こういった事件処理を通じて裁判官の性格等よく御存じだという面もあるわけでございますが、いま申しましたような、私もでも収集いたしました下級裁判所の御意見あるいは私もでも作成しました資料等を十分お目にかけまして、その上で御判断をいただいておりますことになつております。しかも、御判断をいただくに御間がございまして、あらゆる角度から御質問がございまして、そういう際にはまた詳細にこれにお答え申し上げる新たな資料をつくってお目にかけてというふうなこともいたしておるわけでございます。そのようにしてやっていたいただきます御判断、それに基づいて全国的な裁判官の配置あるいは再任等が行なわれるわけでございます。この点を御指摘いただきましてお気持ちは十分わかるわけでございますが、ただやはり最終的には個々の具体的な人事問題ということに帰せざるを得ないわけでございます。先ほど来お答え申し上げ

ておるようなところに帰着するわけでございます。しかし、だからといって決していいかげんにやっておるというものでないことは十分おわかりいただいておりますので、なにかと云うふうな考へております。

○沖本委員 いまいろいろ議論している問題は、このまま並行していきましますと結局いつまでたつても同じ議論の平行線が出ていき、マスコミもその平行線をたどらえていき、ますます問題がいろいろなところへ広がっていき、あるいは裁判所が意図してないような方向で結論が国民の間に出てくるということにもなってくるわけですね。そうなるということ、国民運動なり何なりというふうなことになる、こういうことになるわけですから、ずつと前お話ししましたとおり、あまりに裁判官の方が世間のことにうといというところは判決にも影響します、こういうお話をいたしましたけれども、それと相通することではないか、こう考えられるわけですね。閉じこもつておしまひになつてしまつたのではますます閉じこもりがきつくなるのじゃないか。まあ解決点というものはないわけですね、どこかで明らな裁判所の内容というものが国民に理解されるようになっていかなければ、現状としては非常に国民の中から裁判所に対する不信が起つておる、こう考えても差しつかえないのじゃないか、こう考えられるわけですね。これはいつまでもやつても切りがあらまけんから、解決はそこからしていただくことをお願いするわけですね。それにつきまして、裁判官の方が自分の本務に御精励されないで、そのほかの仕事、これも大事は大事なんですけれども、司法行政にどの程度の方がお立ち会ひになつて、行政事務のほうにどの程度の方が携わつていらっしゃるか、その点を教えていただきたいと思います。

○沖本委員 そうしますと、そういう数というのは全体のことに対してさほど影響はない、こういうことになるんでしょうか。

○長井最高裁判所長官代理者 影響ということばの意味でございますけれども、もちろん裁判官が裁判の事務に直接携わるということとは理想でございますが、御承知のように新しいと申しますか、現在の裁判所の制度のもとにおきましては、司法行政という重要な職責もございまして、この司法行政の事務を円滑に実施するためには、やはり裁判の経験のある者がこれに携わることには必要でございます。御承知のように規則制定権というふうな司法部特有の立法的な権限、及びその実行といった司法行政がございまして、最小限の人員をもって円滑な司法行政を実施するということも、司法の運営の上から必要でございますので、やむを得ざる要員ということに御理解をいただきたいと思います。

○沖本委員 これは人員が十分に充たされておるときには当然のことだと思ひますけれども、いま公害問題を盛んにいろいろ論議しておるわけですね。大きな国家問題になつてきて日本じゅうがわあわあおいておるわけですね。なぜかといつたら、このままほつておいたらいへんだということから議論しているわけですね。当然検察庁のほうも裁判所のほうも、公害に關していろいろな判決なり起訴なり何なりということでも動いていらっしゃる。そういうことだけでも事務量がずいぶんふえてくる、こういうことにもなつていくわけですね。同じように、これからの志望者が足りないというところは、将来に向かつてどうだということの御心配が当然生まれてこなければならぬ、それにはいろいろなこと考えなければならぬ、そういうことになつてくるわけですね、そういう点も十分前向きに問題をとらえていただいております。たとえは毎年任官する方なり、あるいは裁判官志望者がゼロになつた場合には、一年間

ゼロだつたらどうなるかということになつてくるわけですね。そういう方向にいかないとはいへない現状でもあるということが考えられます。

これもやはり人が足りないというところで問題が起きたんではないかと思ひますけれども、法廷の記録を録音して、そしてそれを下請でしていらつしやるというのを聞いたんですが、これは大きな問題だと思ふのでございますが、そういうことがあるんでしょうか。あつたらどういふふうにしていらつしやるんでしょうか。

○長井最高裁判所長官代理者 法廷における各般の供述を録取いたします方法として、ただいま御指摘のようない方法が実験的にとられて、これは事実でございます。民事訴訟規則の十條、刑事訴訟規則の四十條におきまして、法廷で録音機の使用が許されることになつておりますが、その録音いたしました結果を反訳のたんのうな外部の人に委嘱いたしました文字にしてもらひ、その内容を担当の責任のある書記官が録音に基づいて逐一チェックいたしました、誤りのないことを認めたものを調書といふことになり、事実上の手続が行なわれているわけでございます。

このようない要請が出てまいりましたのは、先ほど人手が不足しているからという理由の御指摘がございましてけれども、始められましては動機はそういうものではないかと思ひます。御承知のように今日は迅速とともに正確が非常に時代の要請とされております。各般の能率的な機械の発達によりまして録音がきつて簡単に迅速になつてくるので、これを反訳いたしました逐語録をつくるというところは一般の取引の社会では十分に行なわれておるところでございます。裁判所はとく保守的、そのようないものの採用にもおくれがちなというふうな御指摘もなされておりますので、そのようない面での時代の要請にこたへるという努力がございまして、たまたまこれがきつて迅速に反訳がきつてくるというふうな結果、要請が多くなりまして、しかも要領調書をつくるということには要領の取りまとめというこ

とに非常な努力と時間を要する関係がござい
ます。その結果も、逐語録に比べればやはり読んで
人にとっては場合によると十分な要約がなされて
いないというふうな感想をお持ちのことがござい
ますので、逐語録への時代の要請というふうな
ものがこころいふ試みとなったものでございませ
う。ただ実験的なものでございまして、成果を得まし
たら十分な法的、予算的な手当てをいたしまして、
この要望にこたえるようにいたしたいと考えてい
る次第でございまして。

○沖本委員 まあ私は詳しいことはわかりませ
んので、ただ感覚的に御質問しているだけなんです
けれども、それにつきましても個人の秘密である
とかいふんなものが介在してきて、そのために裁
判所のほうで、一つ一つ専門に記録をおとりにな
る、裁判所内で事が済まされていく、外に秘密が
漏れない、そういうふうになるのじゃないか、と
いうような角度からも考えられるわけですが、た
だそれは民事の場合だけに限られておるとか、あ
るいは一定のものに限られて記録はとられていく
のであるとか、そういうふうな秘密を要するよう
なものであるというふうなものは出さないので
か、いまのお答えによりましてまだ発展的に将来
この問題を検討していく、こういうお答えでもご
ざいますから、それはいま実験的な段階だと思
います。御答弁があつたわけですから、これは
全般的にそういう方向に向かつていくのか、ごく
一部でそういうことを行なうのであるか、秘密は
保てるものであるとか、また法律的に解釈してそ
ういふものは必要ないんだとか、こういう点につ
いてお答えいただきたいと思ひます。

○長井最高裁判所長官代理人者 まず秘密保持の点
から申し上げますと、もちろん公開を禁止されま
した法廷の供述の録取というふうなものは、これ
は裁判所の内部で要領調書の作成なり反駁なりを
いたしますから、秘密保持の義務を侵すというよ
うなことではないように十分に手当てができるもの
と考えます。

それから、御承知のようにただいま法廷は公開

が原則でございまして、公開されました法廷に
おける供述の内容を録取いたしましたものも、こ
れはもちろん秘密性はないものと考えられます。こ
ただ、無責任な一部の抜粋とか、事前に広く流布
されるというふうなことは十分に手当てをいたさ
なければならぬと考へますので、そのような点
については、それぞれ録取内容を反駁に出し
まして、供述者の名前などは録音の際、その部分
を別にするというふうな事務上の合理的な措置を
考へることもできるわけでございますから、その
ようなことは十分に現在の実験段階においても配
慮いたしております。将来これが制度として正
式に採用されます際には、法律、規則等の手当て
がなされることと考へておる次第でございませ
う。それから、これが全般的に用いられるかどうか
という点につきましては、いろいろ今日の能率機
械の発展の状況とか、それから職員の仕事処理能
力とか人員、いろいろな要素がございまして、こ
ういふものを実験の段階で十分に検討いたしま
して、無理のない採用の方向を定めたいと考へて
いる次第でございまして。

○沖本委員 どの辺まで実験されるのか、めどは
どの程度なんですか。

○長井最高裁判所長官代理人者 ただいま、国会で
御審議をいただきました予算で認められておりま
す金額は一千万円を下回る金額でございまして、
現在東京地方裁判所の一部分の、数カ所で実験
をしていくにとどまっております。予算も、実験の段階
であります以上、これをどの程度まで広げ得るや
は今後の折衝にまつわけでございますが、その実
験の結果を見まして、どの程度に採用できるか決
定されるわけでございますから、いまあらかじめ
全面的に採用するとか、刑事には採用しないとか
か、こういう点につきましては、法律的にも、ま
た今日のいろいろな機械の性能等に関しまして、
あるいは人員の点からも慎重に検討させていただきます
きたいと考へておるわけでございます。

○沖本委員 それは結局許された範囲内という
おかしいですが、そういう点は十分お考へ

になつて、一カ所に限られ、ある内容的に限られ
てそういうことが実験が行なわれておる、こう解
釈していいわけですか。

○長井最高裁判所長官代理人者 これは実験的な段
階でございまして、当事者の希望しないものを
強行するということはないといたしません。実
情を申し上げますと、迅速、正確というふうな観
点から当事者が非常に熱望いたしまして、むしろ
この予算の手当てができません。また予算の実際
に配賦されている以外のところでも、当事者自身
が費用を負担するからこの方法でやってみよう
というふうな要望も各地でかなり出ておるような状
況でございまして。したがって、実験で無理を
する必要は毛頭ないわけでございますが、当事者
の意向に反したやり方というものはいたさないよ
うに配慮いたしているつもりでございまして。

○沖本委員 終わります。

○谷川委員 青柳盛雄君。

○青柳委員 最高裁判所にお尋ねをしますのです
けれども、先ほど法務大臣が、この特別職と最高裁長官
などの給与とが何か連動式になつておるというこ
とは再検討の必要があるようなことを言つておら
れたので、私もそんな感じがするわけなんです。
大体、よくい取り過ぎるから寄付して何とか
か、こつつけるといふことはおかしいので
あつて、これが、寄付するにもかかわらず内閣委
員会のほうでは通過したとかいう話で、どうもお
かしなことだと思ふのですが、それも連動してい
るから、最高裁の裁判官などのことも考へて通過
させたのかどうか、そこがわからないのですが、
最高裁のほうでは、少なくとも一般職に準ずる分
の裁判官などについてはともかくとして、それ以
上の裁判官についての給与を連動式にしておくこ
とに、何かふしぎなものを感じませんか。いかが
ですか。

○矢口最高裁判所長官代理人者 裁判官の報酬がど
のようにあるべきかという問題は、司法制度の独
立ということも関連いたします。非常に大きな問
題でございまして、新しい憲法が施行されまして

以来問題となつておるところでございまして。

実は、もう十年ほど前になりますが、昭和三十
九年の、内閣に設けられました臨時司法制度調査
会等におきましてこの問題を御検討になりました
と、慎重に御審議になりました結果、やはり裁判
官の給与、報酬の体系というもののについては、独
自の体系を樹立することを目的として努力すべ
きではないかというふうな御意見を内閣に提出され
たという事情があるわけでございます。しかし、
裁判官の報酬を定めるということになりますと、
現在の物価の不安定な状況といったようなものも
加味してまいりますと、なかなかむずかしい問題
でございまして、私どももそういう独自の体系
というものが立てられてしまふべきであるとい
うことについては全く同意でございまして、
実際の問題といたしましては、今日まで特別職の
給与、ことに総理あるいは国務大臣の報酬とい
つたようなものとの関連におきましてきめられて
おるといふのが実情でございまして。連動してい
くことは、結果的にそういうふうな準じておるわけ
でございまして、別にそれと必ず結びつかない
わけでもないというふうな考へておるわけのもの
ではないわけでございます。

○青柳委員 最高裁長官の場合、今度、報酬月額
が九十万円になつておる。手当などがつきま
すとも月額が百三十一万四千円になる。年額にして
千五百八十四万四千円になるわけですね。これは最
高裁の長官クラスの弁護士収入と比べて、はた
して均衡がとれておるかどうかなどということ
は、何ともいへませんけれども、一般庶民の感覚から
見ると、月額百三十万、年俸千五百八十四万とい
うのはたいへんに高額なものじゃないかとい
ふような感じを持つのですが、しかも今度、三年据
え置いたのによつて、その三年分を取り戻す
みたいになつて、非常に膨大なものだと思う
のです。こういうことはたして妥当かどうか、
最高裁としては考へたことありますか。

○矢口最高裁判所長官代理人者 御承知のように、
三権分立の一つの機関といたしまして、最高裁は

的に長官も一般の最高裁判事も、国民審査の立場からは最高裁判事、裁判官であるという立場で、同一であるという観点から、ただいま申し上げましたような解職論をとっているわけでございます。そういう点で申し上げますと、ただいまの御議論とはちよつとすれ違つたかっこうになるのではないかと存じます。

○青柳委員 裁判所法三十九条四項には、「最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に關する法律の定めるところにより国民の審査に付される」と書いてある。だから、裁判官の資格であるかといふことを究極的には審査に付されるわけけれども、任命行為が正しいかどうかといふことを含めて、むしろそのほかに審査の重点があるといつてもいいんじゃないか。だから、場合によつて罷免されるような結論が出たときには、任命した政府の政治責任といふものを問われる結果になるようなものではないかと私も考へてゐるのですが、いまのお話では任命は問題にならないんだといふようなことなんですけれども、はたしてそうでしょうか。そうなるなら、裁判所法三十九条四項の文言といふものをきかめて恣意的に解釈した結果になりませんか。

○山本説明員 いろいろと論議のある点だと存するわけでございますが、政府部内で検討をいたしましたところでは、やはり憲法上のこの国民審査制度といふのはどういふ趣旨であるかという点から実質的に判断すべきである。そういう観点からいけば、やはりいま最高裁判決にございまして、たうに一種の解職制度と同様でございまして、その裁判官の、最高裁判事の方が判事として適当であるかどうかといふところに力点が置かれるものである。その観点からすれば、任命のやり方は確かに憲法七十九条一項によつて違つておりますが、その国民審査を規定いたしました二項は、すでに長官も判事も含めまして最高裁判所の裁判官といふことは概括をいたしておるわけでございます。して、そういう点から申しまして一括したものでないかといふような観点から、ただいまのよ

うな結論に達しているわけでございます。

○青柳委員 このことで時間をあまりとれませんから、今度は法務省のほうに別の問題についてお尋ねいたします。

先ほど法務大臣にも検察官の職務のあり方などについて触れたわけですが、それは、やはり検察官が中正、公正な立場で職務を行なうということが当然のことであつて、何か政治に牽着するといふか従属するといふか、そういう形ではおかしいんじゃないかといふことで、法務大臣も別に異論はなかつたようですが、最近警察が治安警察といふか、公安警察といふのですか、いわゆるスパイ行為を盛んに強行している。最もひどいのは、かつて名古屋大学の学生である女性をスパイに仕立て上げ、そして公安情報を収集した。この女性には窃盗癖があるといふことを知つておつたといふのですが、その知つていながらこれを活用して、簡単にいへば警察御用のどろぼうとして情報の収集をそのかき、これに報酬を払つておつた。たまたまこの女性が放火癖もあつたといふのですが、放火癖があつたかどうかは私にはよくわかりませんが、やはり情報収集には放火でもして、どさくさまぎれに情報を盗むといふことも一つの手段ではなかつたかと思ふのです。これはたうとう検査され、起訴されて、懲役三年の判決が下つたわけですが、そして、本来放火ですからもつと重い刑でなければならぬけれども、警察に翻らされたといふようなことも情状酌量の一つの理由になつて三年の刑になり、検察官も本人も控訴しなかつたから確定した。こういう事案です。

これについて昭和四十五年当時、その問題が起つた当時、名古屋大学の先生方が、共産党や社会党や民主団体の方々とともに警備公安スパイ糾弾各界連絡会議といふものをつくられて、そして法律家の四団体、つまり日民協名古屋支部、青法協名古屋支部、東海労働弁護団、自由法曹団東海支部といふようなものがそれに参加して、告訴、告発を行なつたわけですが、これに対して、判決が

まだ出ないからといふような理由で中止処分といふのを検察庁は行なつてゐるわけですが、ところが判決はもうすでにこし出たわけですね。もうすでにに出たわけですが、その中止処分というのはその後どうなつてゐるのか。判決が出たのはことしの八月の七日ですか、もうだいたい日がたつておるのです。この告訴事件はだれが相手であるかといへば、竹内愛知県警公安第一課長その他四名といふことなんです、これを御尋ねしたいと思ひます。

○辻(辰)政府委員 ただいまの告訴事件の処理でございしますが、突然のお尋ねでございしますので、現在その結論がどうなつておるかお答えすることができません。至急調査いたしましてお答えいたします。

○青柳委員 それでは、これはホットの問題ですが、どうも私もから見ると、総選挙も近いといふようなことになる、とかく問題が起こされる可能性があるように思ふのです。

実は共産党の静岡県の中のある地区委員会の委員であつた男が、十年來静岡県警のスパイに仕立て上げられて、金品とか主食で懐柔されたり、あるいは逃げようとする脅迫あるいはその他暴行に類することも受けてゐる。とうとう共産党に、その苦境からのがれようとして自分の非を述べたといふようなことから摘発が始まつたのです。

そうすると、今度は警察のほうは開き直つて、摘発をした共産党の役員の人たちあるいは修善寺の町会議員を逆に何か公務執行妨害のような罪名をくつつけて逮捕し、さらに強制捜査を行なう、家宅捜索を行なうといふようなことまであつたのです。これは勾留請求が裁判所のほうで却下され、準抗告も通らなかつたものですから、一応釈放されているわけですが、これに対してどのようなスパイ行為を行ない、さらには不当な逮捕などをやつた責任者である県警本部長ら七人を職権濫用罪で、静岡地方検察庁に告訴したといふ事実があるわけですが、これがことしの十月二十日

前後だつたと思ひます。これは法務省のほうではそれを聞いておられるかどうか、そしてまたどのような状況になつてゐるかわかつておるかどうか、それをお尋ねしたい。

○辻(辰)政府委員 ただいまお尋ねの事件でございしますが、現在静岡地方検察庁におきまして、ただいま御指摘のとおり、日共黨員に対する警察官の公務員職権濫用等事件として、また警察官に対する日共黨員の集団暴行事件として、この両事件として現在両事件を捜査中でございます。

最初に申し上げましたこの日共黨員に対する警察官の公務員職権濫用等事件のほうにつきましては、告訴されております被疑者である静岡県警察本部長以下七名の警察官につきまして、すでに事情聴取を終わつております。

あとの警察官に対する日共黨員の集団暴行事件のほうにつきましては、その被害者であるといつております静岡県の大仁警察署勤務の警察官二名につきまして、それぞれ事情聴取を終つておりますが、その他は現在鋭意捜査を続行しておるところでございます。

○青柳委員 どうも法務省管轄の公安調査庁も盛んにスパイをやつてゐるわけですね。わが党に対する目に余るスパイ行為があるわけですが、警察もこれに負けずやるわけなんです。私もはいずれも憲法違反であるし、人権じゅうりんであると考えてゐるわけでございますが、どうも同じ穴のムジナみたいな形で、せっかく警察の不法行為を検察庁に提起しても、これが不問に付されるといふようなことであつては、これは事実上警察の下請機関になつてしまふ。先ほどから問題になつておりますように、独立した形で検察庁は職務を行なうべきであつて、警察の延長のようなものであつてはならないという議論だつて、眠れる検察改造論の中にも出てきておるわけでありまして。だから、先ほどの御答弁ではある程度調べが進んだといふのですが、そうすると結論はどういふふうになりかかつておるか、それはわかりませんか。

○辻(辰)政府委員 本件は、先ほど申し上げましたように現在検察庁において鋭意捜査中でございます。

ただいま御指摘にもございましたように、この二つの事件はお互いに関連しておるわけでございますが、警察官のいわゆる情報収集活動に行き過ぎがなかったかどうか、また日共党員の警察官に対するいわゆる抗議行動に行き過ぎがなかったかというような、まことに慎重に判断をしなければなりません問題点を含んでおるようであります。そういう観点から、検察庁におきましては厳正公平な立場を堅持いたしまして、適正な捜査と処理を行なう方針で事を進めておるといふふうに承知をいたしております。

○青柳委員 まあ時局柄非常に重大な問題を含んでおりますので、厳重な処置を急速にとられるように要望して、終わります。

○谷川委員長 次回は、明日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会